

税のお知らせ

償却資産の申告はお早めに

事業を営む企業や個人（以下、事業者）には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産（自動車は大型特殊自動車のみ対象）に対し、固定資産税が課税されます。事業者は、その資産が所在する市町村への申告が必要です。申告が必要と思われる人には、12月中旬までに申告用紙などを送付しますので、必要事項を記入し、期限までに提出してください。なお、新たに申告する人や申告用紙が届かない人はご連絡ください。

■問い合わせ・連絡先＝本庁税務課家屋係（内線 355）

【提出期限】

30年1月31日（日）

【申告受け付け会場と日時】

会場	日時
本庁税務課家屋係	随時、受け付けます
江刺総合支所 市民環境課窓口	30年1月11日（日）
前沢総合支所 市民環境課窓口	30年1月12日（金）
胆沢総合支所 市民環境課窓口	30年1月10日（日）
衣川総合支所 市民環境課窓口	30年1月17日（日）
	午前9時～午後4時
	午前9時～正午

※各総合支所では、上記以外の開庁日も受け付けますが、できるだけ上記日時での申告をお願いします

家屋の取り壊しや未登記家屋を取得した際は連絡を

家屋の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税しています。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税しませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認に行きます。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。



小型特殊自動車（農耕用その他）は軽自動車税の申告を

乗用装置がある小型特殊自動車は、公道を走行しない場合でも軽自動車税の申告が必要です（固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません）。乗用装置がある小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

■問い合わせ＝本庁税務課諸税係（内線 338）



【交付されるナンバープレート】

対象	①農耕用…農耕トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など ※乗用装置があり最高速度が時速35km未満のもの ②その他…フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラなど ※乗用装置があり最高速度が時速15km以下、車両の長さ4.7m以下、車両の幅1.7m以下、車両の高さ2.8m以下の全てを満たすもの ①と②に該当しない車両のうち事業用として所有するものは、固定資産税（償却資産）の申告が必要です
税額（年額）	①農耕用2,000円 ②その他5,900円 ※毎年4月1日現在の所有者に対して課税
申告に必要なもの	◎販売店から購入した場合 所有者、使用者の印鑑 販売証明書（販売店の押印、車台番号、車名の記載があるもの） ◎販売店からの購入以外の場合 譲り受けなどの場合は、本庁税務課諸税係までお問い合わせください
申告窓口	本庁税務課諸税係または各総合支所市民環境課



除雪作業にご協力ください

市では、冬期間の除雪を12月から実施します。3月までの間、おおむね積雪10cm以上で除雪車が出動します。除雪は、安全で円滑な交通を確保するだけでなく、救急・消防活動のためにも欠かせない作業です。効率よく作業を進めるため、各家庭や地域で次のとおりご協力ください。

◎宅地出入り口の雪の除去は各家庭で

道路を除雪した際に、雪で宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。短時間で広範囲の除雪を行わなければならないため、出入り口の雪は各家庭で除去をお願いします。また、宅地内の雪を道路に出すと、道幅が狭くなり路面もでこぼこになって危険です。道路に雪や氷は出さないでください。

◎除雪スペースの確保を

植木鉢やプランター、スロープなど、道路に物が置いてあると、作業の妨げや除雪車の故障の原因になるので、撤去をお願いします。また、路上駐車は、作業がはかどらないだけでなく、事故を誘発する恐れがあります。本来の駐車場所に駐車してください。

◎道路沿いの樹木の管理を

積雪で木の幹や枝が折れたりしなったりして、作

業や通行の妨げになることがあります。所有者は、道路にはみ出ている樹木の剪定や伐採をお願いします。

◎除雪の優先順位へのご理解を

除雪は、生活基盤道路の主要幹線道路、バス路線、通学路を優先的に実施し、その他の道路などは、優先路線終了後に作業します。ご理解をお願いします。

◎除雪車とは十分な距離を

除雪車に近寄ると大変危険です。自動車も歩行者も、近くを通るときは十分に安全な距離をとってください。また、道路状況によっては、右側走行で作業する場合がありますので、ご注意ください。

◎冬期間は余裕を持った運転を

除雪車は、確実な除雪と事故防止のため低速で走行します。冬期間の自動車運転は、時間に余裕を持ちましょう。

除雪に関する問い合わせ先

◎国道4号…岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所（☎2187）

◎県道および国道（107・343・397・456号）…県南広域振興局土木部（☎2881）

◎市道…本庁維持管理課道路河川担当（内線513～516）、各総合支所地域整備課

除雪に関する要望は、行政区長や町内会長など、地区の代表者を通じてお願いします



犬や猫を飼うときはマナーを守って！

飼い主にとってはかわいい犬や猫でも、苦手な人やアレルギーがある人もいます。犬や猫を飼うときは、しっかりとしたしつけと周囲への気配りが必要です。マナーを守り、犬や猫が幸せな一生を過ごせるように大切に飼いましょう。

犬を飼うときのマナー

◎散歩中にしたふんは必ず持ち帰りましょう

散歩に行くときはビニール袋などを持参して、飼い主が責任を持ってふんの始末をしてください

◎放し飼いはやめましょう

放し飼いは県の条例により禁止されています。放し飼いによって周囲の人を怖がらせたり、人に危害を加える恐れがあります

◎鑑札と最新の注射済票を付けましょう

鑑札と注射済票を犬に付けることは飼い主の義務です。万が一犬が迷子になって保護された場合、鑑札などに記載されている番号から飼い主を見つけることができます

◎最後まで飼育しましょう

動物を捨てることは法律で禁止されています。その命を終えるまで、適切に飼育しましょう

■問い合わせ 本庁生活環境課環境係（内線214）

猫を飼うときのマナー

◎屋内で飼いましょう

放し飼いは、ふんやいたずらなどにより近隣住民とのトラブルを引き起こしたり、交通事故や感染症の危険があります

◎不妊・去勢手術をしましょう

子猫を望まない場合や適切な飼育ができない場合は、不妊・去勢手術を行い、むやみに猫を増やさないようにしましょう

◎野良猫への餌やりはやめましょう

餌を目的に猫が集まり、ふんやいたずらなどで地域に迷惑をかける場合があります

■問い合わせ 奥州保健所環境衛生課（☎2423）